

# BBLセミナー プレゼンテーション資料

2017年5月25日

「シェアリングエコノミーと税制の課題を考える」

森信茂樹

# シェアリングエコノミーと税制 の課題を考える

RIETI講演会(2017年5月25日)

中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員  
森信茂樹

# デジタルエコノミーに追いつけない税制

デジタルエコノミーの発達は、「モノ」から「サービス」への転換、「国境を超えるビジネスモデル」の発達をもたらし、国境を前提とする税制は対応が追いつかない。その代表がシェアリングエコノミー、税制の課題として以下の論点が考えられる。

## 1) プラットフォーム企業の問題

- ・法人税—プラットフォーム企業に対して、彼らが収益を上げる「国・場所」でどう課税するのか。既存の理論であるPE(恒久的施設)概念では対応できない。  
NEXUS概念、消費税での代替、グローバルタックス？  
アマゾンなどと共通の課題で、BEPS(税源侵食・利益移転)・ポストBEPSで検討すべき。
- ・消費税—国境を超える役務の提供への消費課税の問題（一応対応、ただ執行の問題）

## 2) プラットフォームの下で、遊休資産・労働力を提供する事業者（個人・法人）の問題

- ・「働き方改革」（ギグ・エコノミー、ネット・ワーカーと税制・社会保障）
- ・プラットフォーム企業の責任をどう考えるか

## 3) 今後の課題

- ・AIの発達による失業問題へのセフティーネット・BIの提言
- ・そのためには財源が必要で、AI(無形資産)への課税（ロボットタックス）も検討

# 広がるシェアリングエコノミー

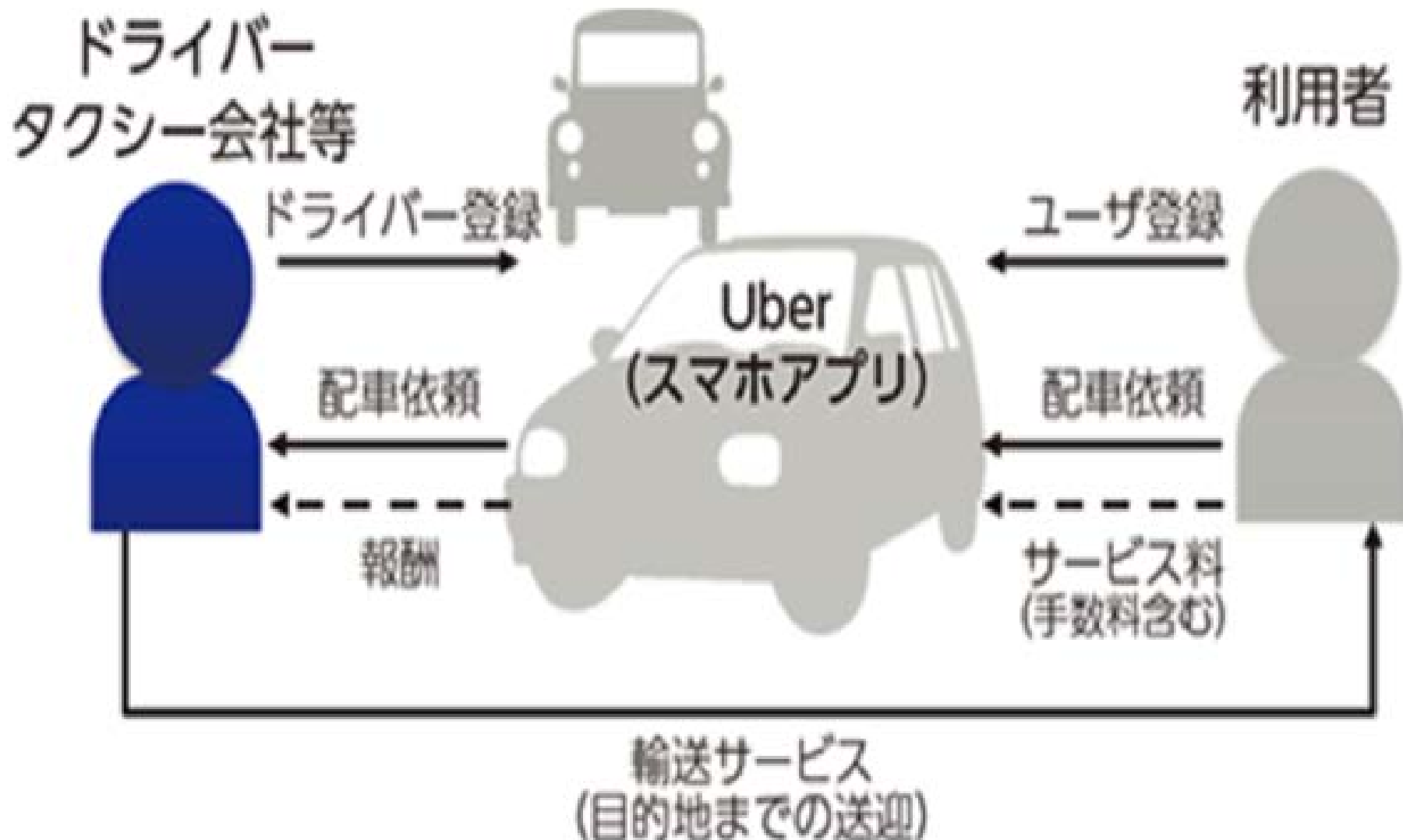
事例名称	実施主体	時期	概要
Airbnb	Airbnb (米国)	2008年8月開始	保有する住宅や物件を宿泊施設として登録し、貸し出しできるプラットフォームを提供するWEBサービス。190か国超の34,000超の都市で100万超の宿が登録されている <sup>*2</sup> 。
Uber	Uber (米国)	2010年6月開始	スマートフォンやGPSなどのICTを活用し、移動ニーズのある利用者とドライバーをマッチングさせるサービス。高級ハイヤーを配車するUber、低価格タクシーを配車するuberX、既存のタクシーを配車するUberTAXIなどのサービスを提供。
Lyft	Lyft (米国)	2012年8月開始	スマートフォンアプリによって移動希望者とドライバーをマッチングするサービス。Facebookのアカウントか電話番号でログインして利用する。移動希望者とドライバーがお互いに評価を確認してから、乗車が成立する <sup>*3</sup> 。
DogVacay	DogVacay (米国)	2012年開始	ペットホテルの代替となるペットシッターの登録・利用が可能なプラットフォームを提供するWEBサービス。
RelayRides	RelayRides (米国)	2012年開始	使用されていない車を、オーナーからスマートフォンアプリを通じて借りることができるサービス。米国内の2,100以上の都市及び300以上の空港で利用できる。
TaskRabbit	TaskRabbit (米国)	2011年7月開始	家事や日曜大工等の作業をアウトソーシングするためのウェブサービス。
Prove Trust	Prove Trust (米国)	2014年開始	シェアリング・エコノミーにおける貸主と借主の信頼関係を一括で管理できるウェブサービス。

## • 企業価値の高いユニコーン20社

- 1位 Uber (米・配車アプリ) 680億ドル/約7兆9472億円
- 2位 Xiaomi (中・ハードウェア) 460億ドル/約5兆3760億円
- 3位 Didi Chuxing (中・配車アプリ) 338億ドル/約3兆9520億円
- 4位 Airbnb (米・民泊マーケットプレイス) 300億ドル/約3兆5061億円
- 5位 Palantir Technologies (米ビッグデータ) 200億ドル/約2兆3374億円
- 6位 Lufax (中・P2P) 185億ドル/約2兆1621億円
- 7位 China Internet Plus Holding (中・O2O) 180億ドル/約2兆1621億円
- 7位 Snap (米・SNS) 180億ドル/約2兆1621億円
- 9位 WeWork (米・コワーキングスペース) 169億ドル/約1兆9751億円
- 10位 Flipkart (印・マーケットプレイス) 160億ドル/約1兆8699億円

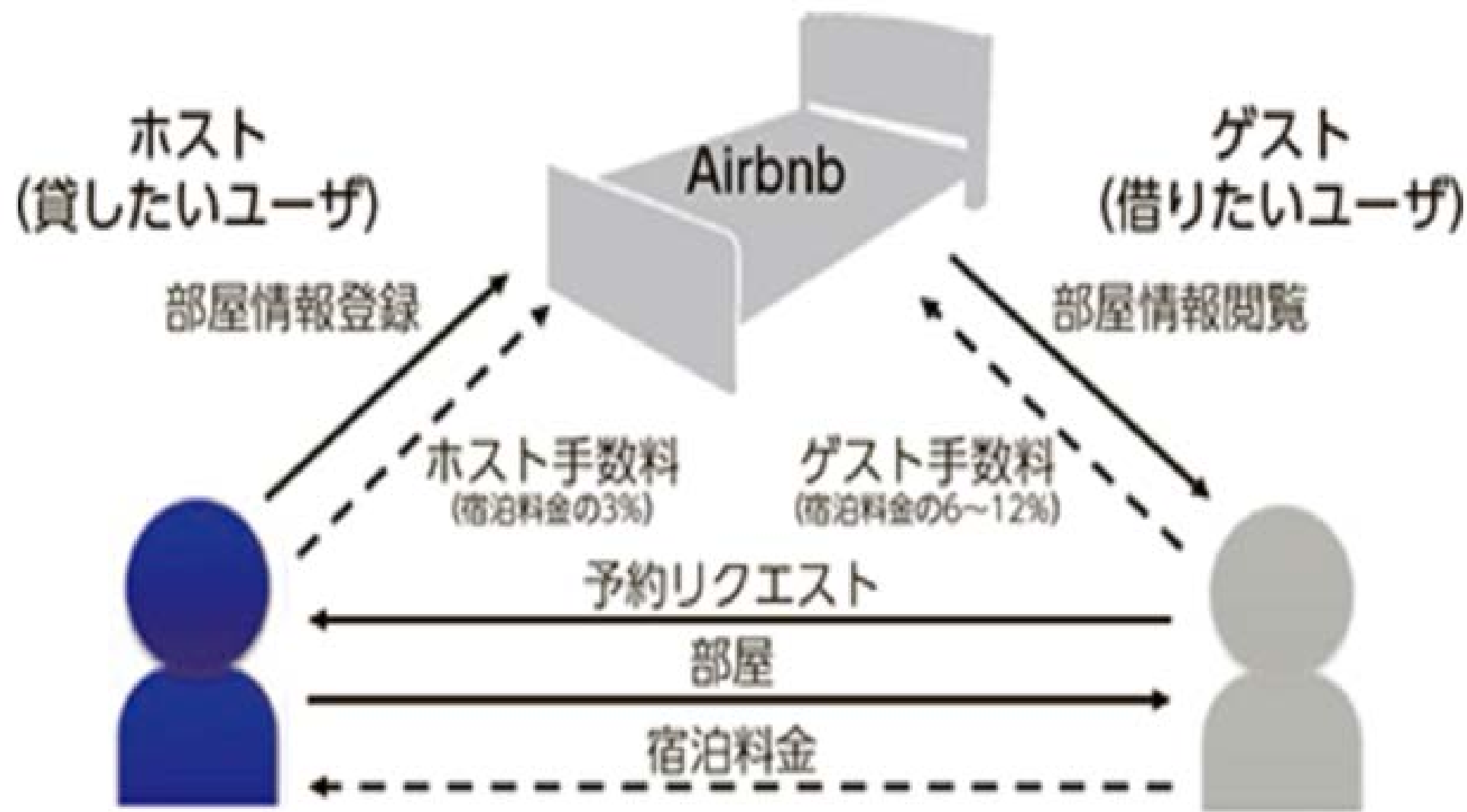
([FinTech online編集部](#)) <https://zuoonline.com/archives/134670>より

## Uberのサービスイメージ



(出典) 総務省「社会課題解決のための新たなICTサービス・技術への人々の意識に関する調査研究」(平成27年)

# Airbnbのサービスイメージ



(出典)総務省「社会課題解決のための新たなICTサービス・技術への人々の意識に関する調査研究」(平成27年)

# 家事サービス (エニタイムズ)





### (1) 市場参入要件

- ・サービス提供者は、公共の福祉の達成のために厳格な要請がある場合にのみ、事業許可あるいは免許の取得を行うべき。事業の全面禁止については、最終手段 (last resort) であるべき。

加盟各国は、シェアリングエコノミーのビジネスモデルの特異性を考慮に入れ、例えば活動のレベルに基づく閾値 (thresholds) を設けるなどにより、非常態 (on an occasional basis) のサービス提供を行う個人と、事業として実施する (プロ) サービス提供者との区別を行うべき。

- ・プラットフォームは、価格や取引条件の決定権やカギとなる設備を所有するような場合でない限り、許可や免許の対象とはならない。

### (2) 責任の所在

- ・EU 法の下では、プラットフォームが電子商取引指令情報社会サービスとしての要件に該当する限り、能動的な違法性の確認義務を負わない。
- ・欧州委員会は、プラットフォームに対し、不正なコンテンツへの対抗と、信頼性向上に向けた自主的な活動を継続することを慫慂する。
- ・プラットフォーム自身が提供する付属的サービス (例：レーティング、支払サービス、保険、身分証明など) に関する責任負担からは免除されるべきではない。プラットフォームによる自主的な取組みについて責任負担を免除されると解釈すべきではない。

### (3) 利用者保護

- ・加盟各国は、不公正な活動からの高いレベルでの消費者保護の確保をすべきであるが、非常態のサービス提供のみを行う個人に対して、不相应な義務を課すべきではない。
- ・信用力を高めるためのメカニズム (例：品質ラベルなど) の有効性と活用は、シェアリングエコノミーへの更なる参加を促すために向上させていくべき。

### (4) 労働者の雇用関係

- ・加盟各国は、ある者がプラットフォームの従業員であると考えうるかどうかについて判断を行う場合、プラットフォームに対する従属関係や、労働の性質、報酬といった基準を考慮することになるであろう。
- ・加盟各国は、シェアリングエコノミーのビジネスモデルのイノベーティブな性質を考慮しつつ、国内の雇用制度の評価を行うべき。

### (5) 税制

- ・サービス提供者やプラットフォームは、経済の他の参加者と同様に、税を納付すべきである。
- ・加盟各国が引き続きシェアリングエコノミーに対する税制の適用についての簡素化と明確化を行うことを奨励する。
- ・プラットフォームは、経済活動の記録や税納付の促進に関して、各国当局と十分に協力を行うべきである。

## シェアリングエコノミー税制面の主な懸念事項

出所：各種資料をもとにウェッジ作成

### 所得税

UberのドライバーやAirbnbのホストの所得を把握できない可能性があり、所得税を正確に徴収できないこともあり得る

### 消費税

納税義務者はUberなのか、運転手なのか。運転手とした場合、免税事業者となる場合もある。国境を越える場合、消費税を適正に徴収できない可能性がある

### 法人税

外国法人が事業活動をして事業所得を得る場合、日本に支店等の恒久的施設を持たなければ課税できない(中核ビジネスモデルである無形資産を、低税率国やタックスヘイブンに移せば、租税を回避することが可能)

# 課題1 – プラットフォーム企業の問題

- プラットフォーム企業のビジネスモデルは多様。それぞれ区分して考えることが必要。
  - 1) プラットフォームと同時に事業もーアマゾン、グーグル。
  - 2) マッチングサービスのみーUber、Airbnb。
- 現行国際課税（法人税）では、PE（恒久的施設）という閾値で区別しているが、それでは十分ではない。多くのIT企業は無形資産をオランダ・アイルランドなど低税率国に移転。
- より広い概念として、Nexusがある。グーグル、アマゾンはデータベースを収集して（無形資産）収益化につなげている。そこに価値を見出して何らかの課税ができないか。
- そのほか、消費税として課税、グローバルタックス(フォーミュラー方式) などあり。
- OECDの場でBEPS II として対応すべき。
- わが国でも、わが国企業とのレベルプレイングフィールドが図られていないこと、税収漏れが生じていることなどを問題にすべき。
- 消費者も、租税を回避する企業に対して厳しい目で見るとすべき(弱いNPO)。
- 企業も、タックスコンプライアンス、コーポレートガバナンスの問題として対応すべき。
- 日本の学会は、租税回避への対応が、世界水準から見て遅れている。

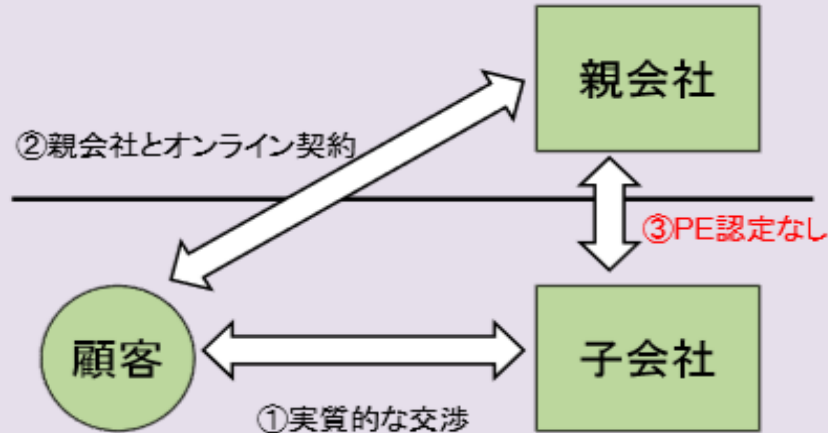
## (行動1参考) 恒久的施設認定の人為的回避の防止 (行動7) による電子経済への対応

### 背景

- 恒久的施設(PE)とは、事業を行う一定の場所(支店等)をいう。企業が外国で事業を行う場合、外国にその企業のPEがなければ、当該外国は課税できない(「PEなければ課税なし」)。

### 問題点①

- 現行のモデル条約では、企業の名において契約を締結する者は、代理人PEとして、PEに該当する。
- 電子経済においては、実質的な交渉は現地子会社の販売部門が行うが、実際の契約は親会社が締結することにより、PE認定を回避するケースが見受けられる。

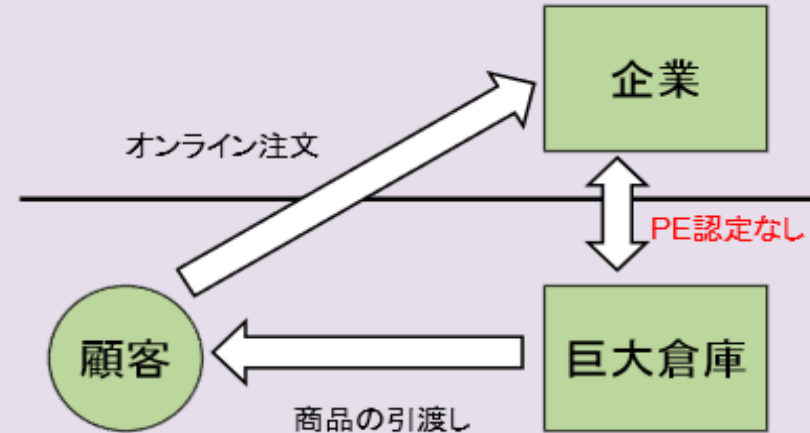


### 行動7による解決

- PEと認定される代理人の活動に、「契約の締結に繋がる主要な役割を果たすこと」を追加する。

### 問題点②

- 現行のモデル条約では、商品の引渡しや購入のみを行う場所等は、その活動が企業の本質的活動である場合でもPEと認定されない。
- そのため、書籍等のオンライン販売のために保有する巨大な倉庫が、PEと認定されない。



### 行動7による解決

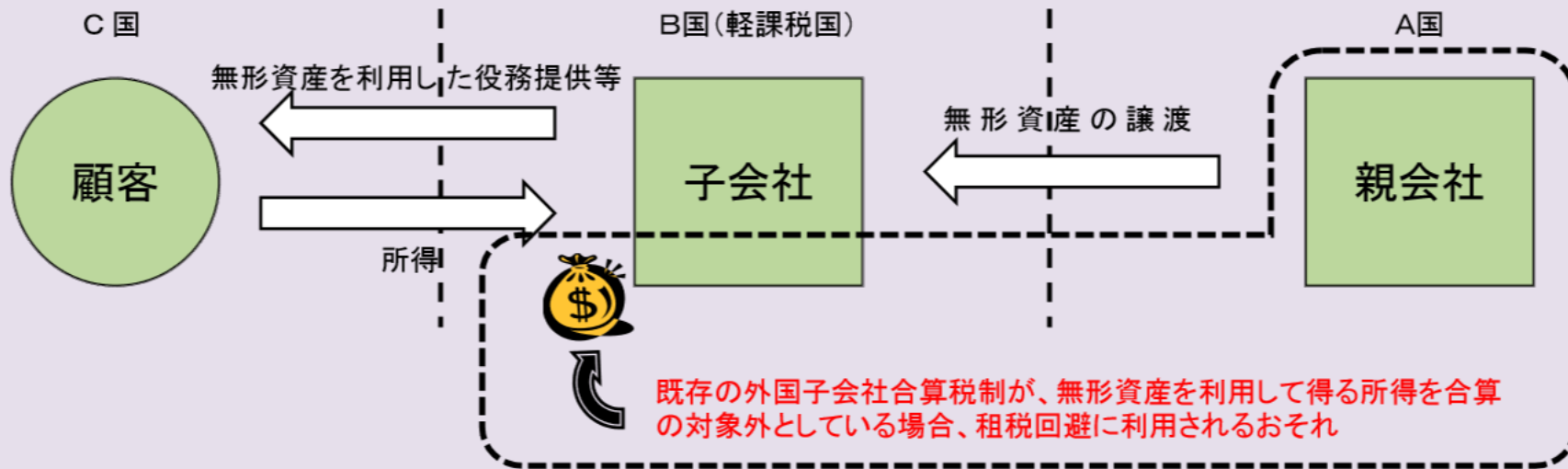
- 商品の引渡しのみを目的としていたとしても、事業の本質的部分を構成するオンライン販売のための巨大倉庫等については、PEと認定する。

### 背景

- 外国子会社合算税制とは、軽課税国等に設立された子会社へ所得を移転することによる租税回避に対処するため、外国子会社の所得に相当する金額について、親会社の所得とみなし、それを合算して課税する制度。
- 電子経済におけるビジネスモデルでは、無形資産(例、音楽配信等の知的財産)を利用することが多く、無形資産を用いた租税回避のケースが見受けられる。

### 問題点

- 親会社が保有する無形資産を軽課税国に所在する子会社に譲渡し、当該子会社を通じて当該無形資産を利用した商品や役務を提供することにより、子会社自体が実質的な経済活動を行っていないにもかかわらず、子会社に所得を集めることができる。
- 親会社所在地国の外国子会社合算税制が、無形資産を利用して得る所得を合算対象としていない場合、租税回避が可能。



### 行動3による解決

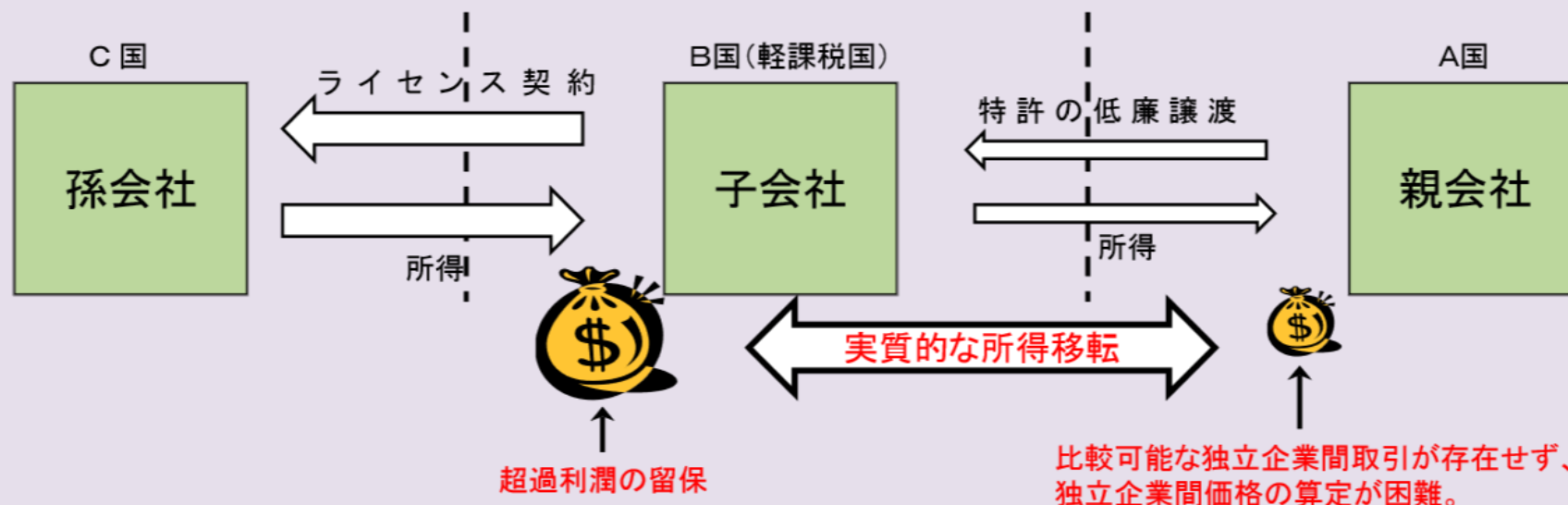
- 行動3では、外国子会社合算税制の設計に関するベストプラクティスを勧告しており、同ベストプラクティスには、軽課税国に移転された無形資産を利用することによって子会社が取得する所得を合算の対象とすることが含まれている。

背景

- 移転価格税制とは、関連企業間の取引を、独立企業間における取引の条件に引き直して課税することにより、多国籍企業グループ内における所得移転を防止する制度。
- 電子経済におけるビジネスモデルでは、無形資産を利用することが多いところ、無形資産の独立企業間価格を算定することは困難であり、現行のOECD移転価格ガイドラインでは適切に対応できないおそれ。

問題点

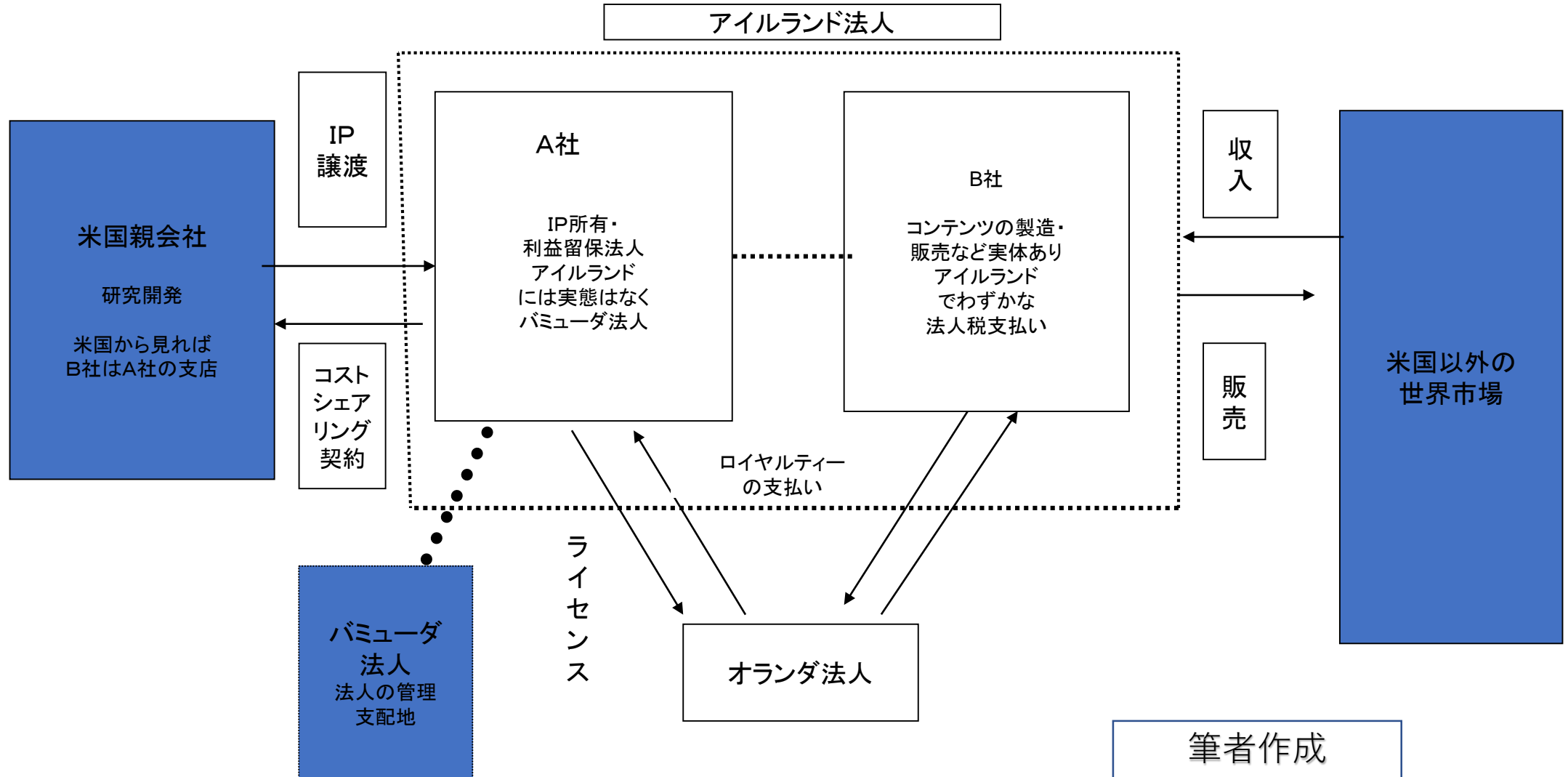
- 親会社が開発した特許等の無形資産を実際の価値よりも廉価で軽課税国の子会社に譲渡し、子会社が当該無形資産を利用して利益を上げて軽課税国に超過利潤を留保する場合について、特許等の無形資産の譲渡は比較可能な独立企業間取引が存在しないことが多く、適正な独立企業間価格を算定することが困難。



行動8~10による解決

- OECD移転価格ガイドラインを改訂し、無形資産の予測収益の割引現在価値に基づいて無形資産の価値を評価するDCF (Discounted Cash Flow)法を導入するとともに、一定の要件の下、事後の収益に基づいて譲渡時の予測便益(移転価格)を修正することを認める。

# Double Irish with a Dutch Sandwich



## 我が国の対外・対内直接投資の上位国・地域

## 対外直接投資

(単位:億  
円)

	国・地域	直接投資残高 (2013年末)	直接投資(フ ロー)	
			2012年	2013年
1	アメリカ	349,237	25,609	42,964
2	中国	103,402	10,759	8,870
3	オランダ	101,631	6,822	8,468
4	英国	71,379	9,481	13,085
5	オーストラリア	57,018	8,689	5,640
6	ケイマン諸島	50,948	1,797	401
7	タイ	46,975	464	10,132
8	シンガポール	38,512	1,283	3,550
9	ブラジル	35,195	3,284	3,932
10	大韓民国	31,453	3,197	3,220
11	香港	20,884	1,880	1,752
12	インドネシア	20,850	3,039	3,821
13	ベルギー	20,539	392	2,643
14	フランス	18,936	1,853	△ 258
15	ドイツ	17,988	1,445	2,612
16	カナダ	17,684	3,019	2,766
17	インド	14,476	2,228	2,102
18	マレーシア	13,913	1,052	1,233
19	台湾	12,442	90	319
20	ベトナム	11,369	2,049	3,177

## 対内直接投資

(単位:億  
円)

	国・地域	直接投資残高 (2013年末)	直接投資(フ ロー)	
			2012年	2013年
1	アメリカ	55,216	△ 106	1,323
2	オランダ	29,150	△ 358	514
3	フランス	15,014	△ 369	△ 636
4	シンガポール	14,077	765	334
5	英国	13,819	970	589
6	スイス	10,715	4,065	△ 350
7	ケイマン諸島	9,912	△ 1,572	△ 1,050
8	ドイツ	6,783	357	12
9	香港	5,742	693	171
10	ルクセンブルク	3,548	△ 3,548	1,240
11	台湾	2,395	292	183
12	大韓民国	2,190	445	41
13	カナダ	1,564	40	36
14	スウェーデン	1,356	△ 47	465
15	オーストラリア	1,301	99	360
16	イタリア	897	△ 14	88
17	中国	607	57	138
18	マレーシア	507	△ 12	73
19	ニュージーランド	373	△ 1	10
20	タイ	116	30	3

(備考) 直接投資(フロー)のマイナスの数値は、その年の投資の回収額が投資額を上回ったことを示す。(出所)日本銀行「国際収支統計」



## 幅広い課税問題への潜在的なオプション

以下は電子経済がもたらす幅広い課税問題への潜在的なオプションであり、今後、最終報告書の作成に向け、更に検討を進めるとともに、長所・短所について分析を行う。

### A. PEから除外される範囲の見直し

PEを構成しないとされる準備的又は補助的活動（モデル条約5条パラ4）について削除すべきか

### B. 「Significant Digital Presence」に基づく新たなネクサスの創設

顧客との取引がウェブ上で完結するようなケースにおいて、源泉地国での経済活動がビジネスの中核となっているような場合、或いは源泉地国において顧客の個人データを定期的かつシステムティックに収集等を行っている場合、源泉地国にPEを有しているとみなしてはどうか

### C. 仮想PEの創設

企業が第三者のサーバーにウェブサイトを開設し、そこを通じて第三者の所在地国においてビジネスを行っている場合に、第三者の所在地国に仮想固定的PEを有しているとみなしてはどうか

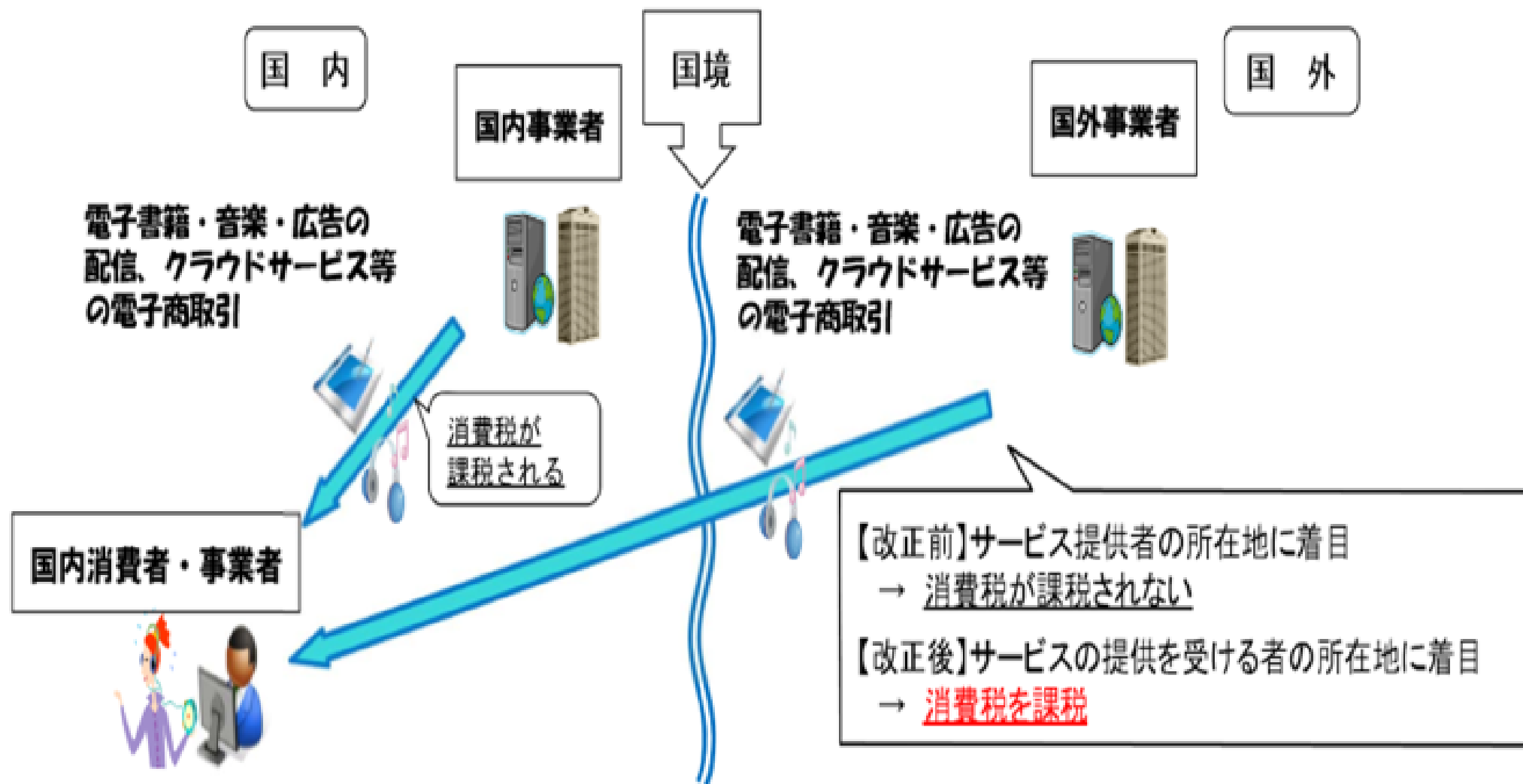
### D. 電子取引に対する新たな源泉徴収税の創設

国境を超える電子取引に関して、クレジットカード会社等の金融機関に源泉徴収義務を課してはどうか

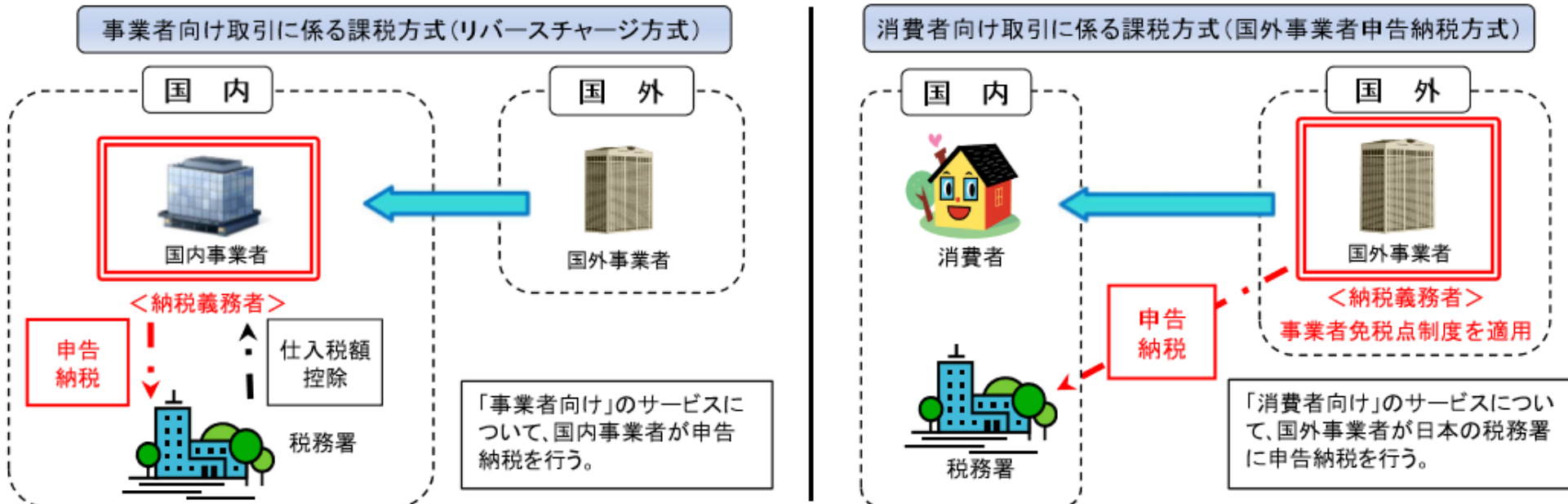
### E. 消費課税

国境を超えるB2Cの電子取引に関して、外国事業者を顧客の所在地国で登録させてはどうか

図表 国境を超える役務の提供と消費税



- サービス提供者が国外事業者である場合の課税方式について、
  - ① 事業者向け取引<sup>(1)</sup>については、「リバースチャージ方式」<sup>(2)</sup>を導入し、
  - ② 消費者向け取引<sup>(1)</sup>については、国外事業者が申告納税を行う方式とする。
    - (1)「事業者向け取引」はサービスの性質や取引条件等から、事業者向けであることが明らかな取引(広告配信等)。「消費者向け取引」は、それ以外の取引(電子書籍・音楽の配信等)。
    - (2)通常であればサービスの提供者が納税義務者となるところ、サービスの受け手に納税義務を課す方式。
    - (3)課税売上割合が95%以上の事業者においては、事業者の事務負担に配慮する観点から、リバースチャージ対象取引を申告対象から除外する。
    - (4)日本に事務所等を有しない国外の納税義務者は、国内に書類送達等の宛先となる居住者(納税管理人)を置くこととなる。
- 「納税なき仕入税額控除」を防止する観点から、国外事業者の登録制度(国内に税務代理人を置くこと等が条件)を設け、国外事業者から提供を受けた消費者向けサービスについては、当該国外事業者が登録を行っている場合のみ、仕入税額控除を認める。



## 課題2ープラットフォームで遊休資産を活用する者（ギグエコノミー）の課税問題

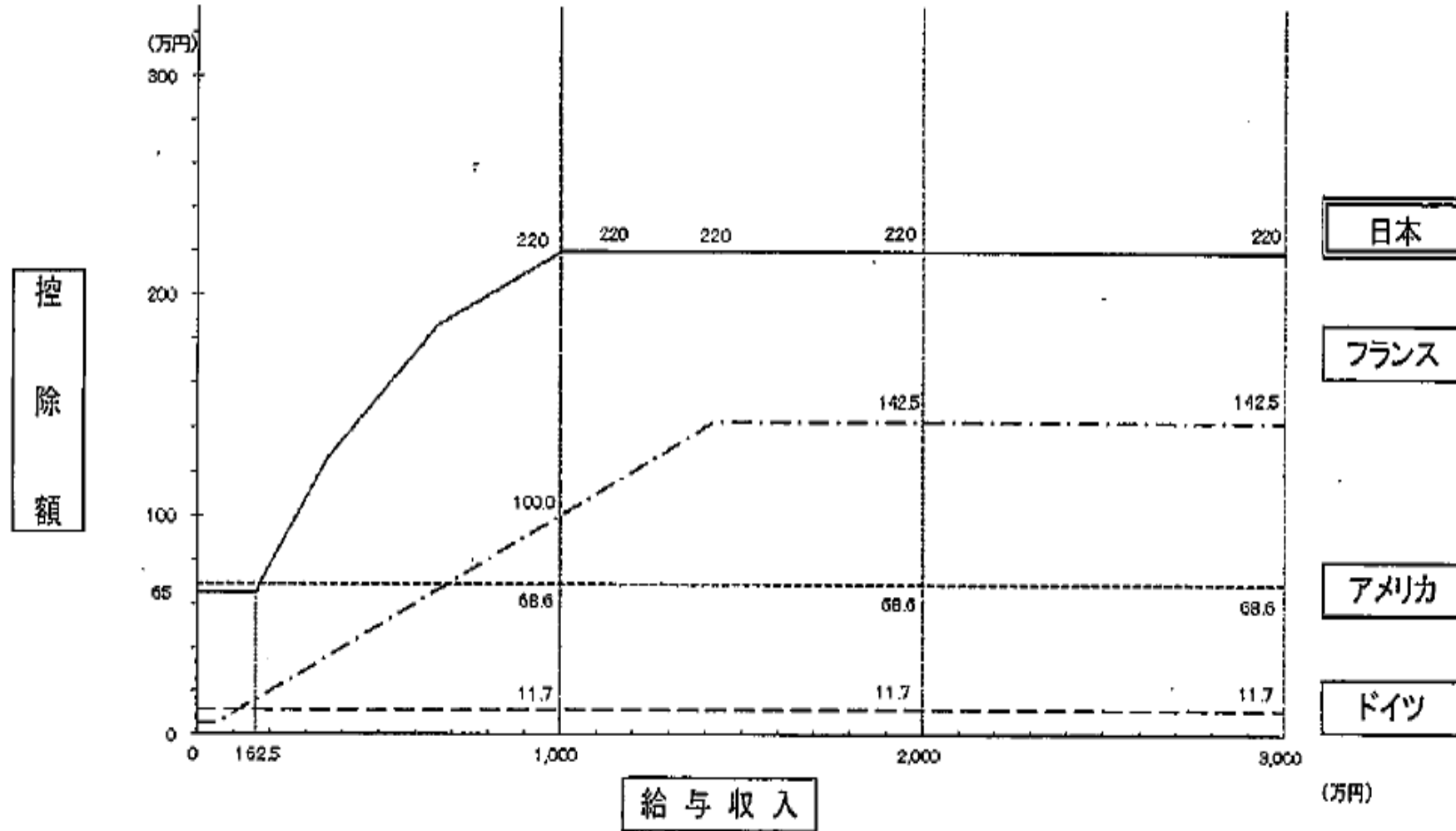
### 正確な所得情報の把握ーカギはマイナンバーと資料情報制度

- プラットフォーム企業の役割
  - その場（プラットフォーム）で所得を得る者の所得情報の提供義務を課すかどうか、さらには源泉徴収義務はどうするのか
  - エアビーアンドビーのホスト（宿の提供者）の所得把握とマイナンバーも具体例
- 多様な働き方と所得区分
  - 給与所得か事業所得か雑所得か
  - 経費と損益通算の問題
- 消費税の課題
  - ・ 納税義務者はだれか
  - ・ 免税事業者かどうか
  - ・ 国境を超える場合の納税の確保、適正な執行
- マイナンバーの活用はどこまで可能か(資料情報制度の充実)

# 具体的な議論の方向

- 所得区分の整理とガイドライン
- 課税インフラの整備ーマイナンバーの活用と資料情報制度の拡充
- マイナポータルの活用ー記入済み申告制度の導入  
OECD諸国の経験
- 選択的自主申告を目指すための方策ー経費控除の縮小と経費の自主申告
- 消費税の把握のための事業番号の導入  
韓国的事例
- ポストBEPSとして、プラットフォーム企業の課税問題を取り上げる
- 究極には、AI（無形資産）への課税

# 給与所得・概算控除の国際比較



# 課題 3 AIとBI

## AIの発達が描く2つの未来像

### 1) 楽観説

AIが生産性を向上させ、BI（ベーシックくインカム）を提供する財源も生み出す。人間は好きなことをして暮らせる。

### 2) 悲観説

半分が失業者。AIを使いこなせる人と使われる者との間に巨大な経済格差。

# ベーシックインカム（BI）という考え方

- BIとは、国家が無条件に（勤労や所得・資産の多寡にかかわらず）、最低限の生活を保障するための給付を行う制度である。
- AIがいくら効率よく生産しても、それを消費する（できる）者がいなければ経済は成り立たない。AIは消費主体ではない。
- そこで、政府がBIにより国民の最低生活の保証をすることにより、消費をつくり出し、経済の維持的な発展につなげようという考え方である。
- BIは、右派（小さな政府）からも左派（大きな政府）からも支持されている。
- BIには、勤労モラルの問題と財源の問題が未解決。



国	内容
<u>スイス</u> (国民投票否決)	<p>支給水準は、大人に対して毎月2500スイスフラン(27万5000円)、子供に対してはその4分の1の625スイスフランである。財源としては付加価値税の引き上げか、金融取引税の導入で賄おうとしていた。</p>
<u>アラスカ州</u> (導入済み)	<p>州の居住者全員(1歳以上の赤ちゃんを含む全員)に、1年あたり1000~2000ドルを支給。また、州税もない。アラスカ州の主要産業となる石油産業のために州営で運営している石油パイプラインの営業収益をAlaska Permanent Fundという公益ファンドで運営を行い、このファンドの分配金を財源とする。この分配金は、2008年の1884ドルが過去最高で、平均で1000ドル未満の金額が分配されてきた。</p>
<u>フィンランド</u> (来年から導入実験)	<p>フィンランドの全成人から無作為に2000~3000名を抽出して、2年間にわたって対象者に月額560ユーロ(約6万5千円)を支給。この間、対象者は従来型の社会保障制度の援助の対象から外される。ベーシックインカム制度が導入された場合、既存の健康保険、失業保険、生活保護制度などはすべて廃止される。</p>

国	内容
<u>フランス</u> （フランス元老院が試験導入を容認）	<p>フランス国内の成人約3万人を対象にベーシックインカム制度の試験導入を行うことを予定。支給対象者は、フランスの市民登録が行われている聖人であり、現在の最低賃金を上回る所得を支給する。受け取った給付の使途に制約はないが、既存の年金の支給からは除外される。</p>
ニュージーランド	<p>ニュージーランドの二大政党の一つのニュージーランド労働党の党首が次回の総選挙でベーシックインカムの導入を政権公約として掲げるかどうか党内での検討入りに着手。</p>
<u>カナダ</u> （法案の提出準備入り）	<p>オンタリオ州政府は、ベーシックインカム導入に関する法案の提出準備段階に入った。法案が議会を通過した場合、州民全員に家賃、食費などに利用できる小切手が支給される。具体的な支給額に関してはまだ決まっていない。</p>

# BIと財源（その1）

- AIが発達しても、人間に寿命がある以上、医療費はかかる。AIの活用・普及のためには、教育も根本から変わる必要があり、それにも費用がかかる。とりわけ幼児教育は重要。
- 高速道路や港湾のメンテナンスなどの公共事業費も必要である。アジアの安全保障に係る費用は今日より飛躍的に増大しているかもしれない。
- つまりAIが発達しても、国家の財政支出がそれに応じて縮小していくというメカニズムにはならない。

## BIとの財源（その2）

- 英国エコノミスト誌（16年6月4日号）医療費（ヘルスケア）を除く社会保障費のGDP比を計算し、これを総人口で割って1人当たりの給付額を試算。この方法では、わが国の医療を除く社会保障費負担割合（GDP比）は5.7%なので、それをGDP500兆円にかけて1億2000万の人口で割ると、おおむね1人当たり年間23万円（月2万円）程度になる。
- ダイヤモンド・オンラインで山崎元氏が社会保障給付費（90兆円から医療費を差し引いた60兆円）から逆算されているが、その水準は1人当たり月4万6000円。
- 原田泰氏は、大人月7万、子ども月3万の給付が、所得への一律30%課税で可能との試算。
- これでは、現行の生活保護水準（たとえば50代の単身世帯で、生活扶助費が8.2万円、住宅扶助費が5.4万円、合計13万5000円）をはるかに下回る
- 最低限の生活保障を一人当たり月10万円とすると、140-150兆円の財源が必要。現行の社会保障費をそれに充てても、追加的に年間50-60兆円の財源を調達する必要がある。

## 社会保障給付費におけるBIの代替財源(国)

項目	歳出	国庫負担(BIの代替財源)
年金	52.4兆円	11.2兆円
介護保険	7.5兆円	1.4兆円
少子化対策	1.5兆円	1.5兆円
生活保護	3.3兆円	1.3兆円
雇用保険	1.8兆円	0.1兆円
合計	66.5兆円	14.6兆円

筆者作成

# AI時代の税制を考える

- 税制の課税ベースは、所得・消費・資産の3つ。所得に対しては、個人の所得税と法人の法人税。消費税は、個人が財やサービスを購入するにかかるとなる税（納税義務者は事業者、われわれは負担者）資産税は、固定資産税や相続税。
- AIの発達で生産性が2倍 = AIが生み出す付加価値が2倍。付加価値は、個人には賃金、株主には配当、企業には利潤（内部留保）。
- 課税の時点は、賃金として支払われた段階（所得税）、配当やキャピタルゲインとなる段階（所得税）、法人が利益を計上した段階（法人税）の3つ。
- 所得に対する課税は、グローバルな金融手段が発達し、企業行動も用意に国境を超える中で、容易ではない。ウーバーの例。
- 筆者は、AIが生み出す付加価値の源である無形資産への課税が重要だと考える。
- AIの生み出す付加価値のもとには、特許や商標、ノウハウなどの無形資産。ここに課税することが最も効率的。無形資産の評価をどうするのが重要となる。
- たとえば、現在国が補助して進められているAI関連の研究については、国が出資分をきちんと計算して、そこから生み出す無形資産に対する所有権を確定しておき、国が所有権の一部を持つAIが生み出す付加価値を、その持分割合に応じて国家の財源とすることを考えておくべきではないか。
- もう一つ格差是正が必要。「AIを操る高所得者への課税強化」は、彼らの勤労意欲を損なわせ、海外への所得の租税回避や節税行為を引き起こし、実効性は薄い。法人への課税強化も同じである。結局、土地移動できないものへの課税強化につながるが、これは別の意味で経済に悪影響を及ぼす。
- AI研究開発への国家補助・税制優遇は増えている。今こそAIが生み出す付加価値に効率的・効果的に課税（あるいはロイヤルティの取得）することを考えるべきだ。

# イスラエルの例

- イスラエルは、国が補助して進められているAI関連の研究が成功した場合、それが生み出す無形資産に対する所有権を確定しロイヤルティーを得るという方法を導入している。
- 国が所有権の一部を持てば、AIが生み出す付加価値を、持分割合に応じて国の財源とすることができる。

## • 2015年版通商白書に以下の記述

「イスラエルでは、経済省傘下のOffice of the Chief Scientist（以下OCS）が、スタートアップや産学連携支援を実施している。

① スタートアップ支援「テクノロジロジカル・インキュベーターズ・プログラム」227は、リスクが高い革新的な技術アイデアを持つ企業のスタートアップを支援する。政府が積極的にリスクを負担することで、マイノリティー分野の研究開発の促進やベンチャーキャピタルを含む民間部門の投資機会を創出する他、研究機関から産業への技術移転や起業家精神の醸成も行う。約2-3年のインキュベーション期間に、一社あたり57-86万ドルを助成を行う。うちプロジェクト総額の15%については、民間インキュベーターがベンチャーキャピタル等の出資者を取りまとめて調達し、残り85%について、政府が助成しリスクを政府が引き受ける。政府分については、事業が成功した場合のみ、収益の3-5%をロイヤリティーとして利息分と一緒に返済する。一方、民間インキュベーターは、その企業の50%までの株式を取得することができる。」